

子ども手当の申請はお済みですか？

「子ども手当」は、次世代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校卒業までの子どもを養育している方に手当を支給する制度です。

◆手続きの必要な方

平成22年3月までに、児童手当を受給していた方は、自動的に「子ども手当」へと継続されますので手続きは必要ありませんが、次の方は申請が必要です。

- ①平成22年度に中学2・3年生のお子さんを養育されている方
- ②これまで所得制限超過または未申請のため児童手当の受給者となつておられない方
- ※①において、本町外に居住のお子さんがおられる方は、本町で把握が出来ませんので担当課まで連絡してください。

◆手続きについて

「手続きが必要な方」には4月下旬に申請案内通知書をお送りしています。平成22年9月30日までに申請がなければ、4月までさかのぼって受給することができます。まだの方は、早めに手続きをしてください。

なお、公務員の方は、勤務先での手続きとなりますのでご確認ください。

◆寄附について

子ども手当の全部または一部の支給を受け



ずに、本町へ寄附をしていただく制度があります。ご関心のある方は、担当課へお問い合わせください。

◆問い合わせ先
住民生活課

☎ 0859-54-5210
54-5210

国民年金保険料の納付が困難な場合は 「保険料の免除制度」があります！

国民年金は、働く世代が出し合った保険料と税金をあわせて、高齢者の世代に年金を支給する世代間の支え合いの制度です。

老後だけでなく、思わぬけがや病気で重い障がいが残ったときの「障害基礎年金」や不幸にも亡くなられた場合に家族に支給される「遺族基礎年金」といった制度もあります。

所得が少ない、失業したなどにより保険料を納めることが経済的に困難な場合には、「保険料免除^{*1}」「若年者納付猶予^{*2}」の手続きを役場住民生活課又は各支所総合窓口課で申請して下さい。

申請して、米子年金事務所で承認されれば平成22年7月から平成23年6月まで保険料の全額または、一部の納付が免除されます。

なお、学生の方には「学生納付特例制度」があります。

「保険料免除^{*1}」……所得に応じて「全額免除」、「4分の1納付（4分の3免除）」「半額納付（半額免除）」、「4分の3納付（4分の1免除）」の4段階の免除制度

「若年者納付猶予^{*2}」…30歳未満の方に限り利用できる制度

【添付書類】雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険離職票など（会社を離職した方）
年金手帳



◆問い合わせ先

米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111
大山支所総合窓口課 ☎ 0859-53-3311

住民生活課
中山支所総合窓口課

☎ 0859-54-5210
☎ 0858-58-6114